非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

目 次

		(~-	-ジ)
1.	有価証券上場規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
2.	有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8

新

(第6編における定義)

- 第1201条 この編において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 上場後5年以内の株券等 次のa 及びbに掲げるものをいう。
 - a 国内の金融商品取引所に上場されている株券 (特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。以下この条において同じ。) 又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となってから取得した株券で、上場又は継続的に取引されている株券となってから5年を経過していない内国株券 (次号aに掲げる内国株券と同一の銘柄を除く。)
 - b 前 a に掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株 予約権付社債券 <u>(次号 b に掲げる優先</u> 株等、新株予約権証券及び新株予約権 付社債券と同一の銘柄を除く。)
 - (6) の2上場後5年以内の継続保有株券等次のa及びbに掲げるものをいう。
 - a 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等に おいて上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引されている株券となってから5年を経過していない内国株券
 - b 前 a に掲げる株券の発行者が発行す る優先株等、新株予約権証券及び新株 予約権付社債券
 - (6)の3上場後5年を経過した継続保有株券等次のa及びbに掲げるものをいう。
 - a 国内の金融商品取引所に上場されて いる株券又は外国金融商品取引所等に おいて上場若しくは継続的に取引され ている株券となる前から継続保有して いた株券で、上場又は継続的に取引さ

旧

(第6編における定義)

- 第1201条 この編において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 上場後5年以内の株券等 次のa 及びbに掲げるものをいう。
 - a 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等に上場<u>若しくは</u>継続的に取引されている株券となってから<u>5年間</u>を経過していない内国株券

b 前 a に掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株 予約権付社債券

(新設)

れている株券となってから5年を経過 した内国株券

b 前 a に掲げる株券の発行者が発行す る優先株等、新株予約権証券及び新株 予約権付社債券

(6) の4 (略)

 $(7) \sim (19)$ (略)

(上場審査の形式要件)

第1305条 ベンチャーファンドの上場審 査は、次の各号に適合するものを対象とし て行うものとする。この場合における当該 各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

- (2) 新規上場申請銘柄が、次のaから hまでに適合していること。
 - a 運用資産等の比率

運用資産等の総額に占める未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の株券等及び上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額(以下「未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額として施行規則で定める金額(以下「特定未公開株等投資額」という。)の比率(以下「特定未公開株等投資比率」という。)が50%以上となる見込みのあること。

 $b \sim e$ (略)

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約<u>((e) ロにおいては、これに類する書類を含む。)</u>において、次の(a)から(g)までに掲げる事項が記載されていること。

- (a) <u>未公開株等投資比率</u>を70% 以上とする旨及び<u>特定未公開株等投資比率</u>を原則として50%以上とする旨
- (b) 未公開株等、未公開株等関連 資産、上場後5年以内の株券等、上

(6) の 2 (略) (7) ~ (19) (略)

(上場審査の形式要件)

第1305条 ベンチャーファンドの上場審 査は、次の各号に適合するものを対象とし て行うものとする。この場合における当該 各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

- (2) 新規上場申請銘柄が、次のaから hまでに適合していること。
 - a 運用資産等の比率

運用資産等の総額に占める未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等への投資額の合計額のうち施行規則で定める金額(以下「未公開株等投資額」という。)の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上となる見込みのあること。

 $b \sim e$ (略)

f 規約の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約において、次の(a)から(g)までに掲げる事項が記載されていること。

- (a) 運用資産等の総額に占める未 公開株等投資額の比率を70%以上 とする旨及び未公開株等投資額に占 める未公開株等への投資額の比率を 原則として50%以上とする旨
- (b) 未公開株等、未公開株等関連 資産及び上場後5年以内の株券等以

場後5年以内の継続保有株券等及び 上場後5年を経過した継続保有株券 等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による負生の危険を減殺することが表し、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

- (c) <u>次のイ又は口のいずれかに掲</u> げる事項
- イ特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨
- □ 未公開株等又は未公開株等関連 資産については特定の投資先に取 得時における純資産総額の15% を超えて投資せず、その他の資産 については特定の投資先に取得時 における純資産総額の10%を超 えて投資しない旨
- (d) (略)
- (e) <u>次のイ又はロのいずれかに掲</u> げる事項
- <u>イ</u> <u>資金の借入れ及び投資法人債券</u> の募集をしない旨
- 四 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること、資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び使途に関する事項が定められていること。

(f)·(g) (略)

g · h (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の 開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次 の各号のいずれかに該当する場合(第1号 及び第3号に掲げる事項にあっては、施行 外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(c)特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

(新設)

(新設)

(d) (略)

(e) <u>資金の借入れ及び投資法人債</u> 券の募集をしない旨

(新設)

(新設)

(f)·(g) (略) g·h (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の 開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次 の各号のいずれかに該当する場合(第1号 及び第3号に掲げる事項にあっては、施行 規則で定める基準に該当するものその他の 投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも のと当取引所が認めるものを除く。)は、 施行規則で定めるところにより、直ちにそ の内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからnまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a · b (略)

b の 2投資法人債の募集又は資金の借入れ

 $c \sim n$ (略)

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次のaからkまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

 $a \sim d$ (略)

- <u>d の 2</u> 総資産有利子負債比率が 2 0 % を超えた場合
- d の 3総資産有利子負債比率が 2 0 %を超えた状態において、総資産有利子
負債比率が 2 0 %以下になった場合

 $e \sim k$ (略)

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからiまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

 $a \sim h$ (略)

<u>hの2</u> 投資方針又はリスク管理方針の 変更

i (略)

 $3 \sim 5$ (略)

- 6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運 用資産等に関する次の各号に掲げる事項 を、月1回開示しなければならない。
 - (1) 上場後5年以内の株券等<u>、上場後</u> 5年以内の継続保有株券等及び上場後5 年を経過した継続保有株券等の銘柄
 - (2) (3) (略)
 - <u>(4)</u> 上場後5年を経過した継続保有株 券等の保有理由及び運用方針

規則で定める基準に該当するものその他の 投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも のと当取引所が認めるものを除く。)は、 施行規則で定めるところにより、直ちにそ の内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次の a から n までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a · b (略)

(新設)

 $c \sim n$ (略)

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次のaからkまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

 $a \sim d$ (略)

(新設)

(新設)

 $e \sim k$ (略)

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から i までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

 $a \sim h$ (略)

(新設)

i (略)

 $3 \sim 5$ (略)

- 6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運 用資産等に関する次の各号に掲げる事項 を、月1回開示しなければならない。
 - (1) 上場後5年以内の株券等の銘柄

(2) • (3) (略)

7 · 8 (略)

(上場廃止基準)

第1318条 (略)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の 各号のいずれかに該当する場合には、その 上場を廃止する。この場合における当該各 号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 運用資産等の比率

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合において、1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

$(2) \sim (6)$ (略)

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約 (e) (b) においてはこれに類する書類を含む。) において、次の a から g までのいずれかに掲げる変更が行われる場合

- a 未公開株等投資比率を70%以上とする旨又は特定未公開株等投資比率を 原則として50%以上とする旨の定め がなくなること。
- b 未公開株等、未公開株等関連資産、 上場後5年以内の株券等、上場後5年 以内の継続保有株券等及び上場後5年 を経過した継続保有株券等 が、流動資産等及び運用資産等に係の 価格変動による損失の危険その他の危 険を減殺することを目的とし、かつ、 当該損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かる 当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係 るにとが客観的に認められる旨の定 めがなくなること。ただし、施行規則 で定める場合は、この限りでない。

7 · 8 (略)

(上場廃止基準)

第1318条 (略)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の 各号のいずれかに該当する場合には、その 上場を廃止する。この場合における当該各 号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 運用資産等の比率

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%未満又は未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

$(2) \sim (6)$ (略)

(7) 規約の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約において、次のaからgまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

- a 運用資産等の総額に占める未公開株 等投資額の比率を70%以上とする旨 又は未公開株等投資額に占める未公開 株等への投資額の比率を原則として5 0%以上とする旨の定めがなくなるこ と。
- b 未公開株等、未公開株等関連資産<u>及</u> <u>び上場後5年以内の株券等</u>以外の資産 が、流動資産等及び運用資産等に係る 価格変動による損失の危険その他の危 険を減殺することを目的とし、かつ、 当該損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、 当該損失の危険その他の危険を減殺に ることが客観的に認められる取引に係る を権利その他の資産に限られる旨の定 めがなくなること。ただし、施行規則 で定める場合は、この限りでない。

- c <u>次の(a)又は(b)のいずれの定</u> めもなくなること。
 - (a)特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨
 - (b) 未公開株等又は未公開株等関連資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資せず、その他の資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

d (略)

- e <u>次の(a)又は(b)のいずれの定めも</u>なくなること。
 - (a) 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨の定め
 - (b) 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること及び資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び使途に関する事項の定め

f · g (略)

(8) 資金の借入れ及び投資法人債券の 募集の取扱い

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないとき

 (9)
 (略)

 (10)
 (略)

 (11)
 (略)

 (12)
 (略)

3 • 4 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和4年3月1日から 施行する。 c 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資をしない旨の定めがなくなること。

(新設)

(新設)

d (略)

e <u>資金の借入れ及び投資法人債券の募</u> 集をしない旨の定めがなくなること。

(新設)

(新設)

f · g (略)

2 改正後の第1305条第2号の規定は、この改正規定施行日の日以後に上場を申請するベンチャーファンドから適用する。

新

(第6編における定義)

第1201条 この編において、「インフラ 関連有価証券」、「インフラ資産」、「イ ンフラ資産等」、「インフラ投資資産」、 「インフラファンド」、「運用資産等」、 「オペレーター」、「外国インフラファン ド」、「外国インフラファンド信託受益証 券」、「カントリーファンド」、「管理会 社」、「自己投資口」、「上場インフラフ ァンド」、「上場外国インフラファン ド」、「上場外国インフラファンド信託受 益証券」、「上場カントリーファンド」、 「上場後5年以内の株券等」<u>、「上場後5</u> 年以内の継続保有株券等」、「上場後5年 を経過した継続保有株券等」、「上場内国 インフラファンド」、「上場不動産投資信 託証券」、「上場ベンチャーファンド」、 「信託会社等」、「信託受託者」、「新投 資口予約権証券」、「適性インフラ投資資 産」、「内国インフラファンド」、「不動 産関連資産」、「不動産等」、「不動産投 資信託証券」、「ベンチャーファンド」、 「未公開株等」、「未公開株等関連資 産」、「未公開株等評価機関」及び「流動 資産等」とは、それぞれ規程第1201条 に規定するインフラ関連有価証券、インフ ラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資 産、インフラファンド、運用資産等、オペ レーター、外国インフラファンド、外国イ ンフラファンド信託受益証券、カントリー ファンド、管理会社、自己投資口、上場イ ンフラファンド、上場外国インフラファン ド、上場外国インフラファンド信託受益証 券、上場カントリーファンド、上場後5年 以内の株券等、上場内国インフラファン ド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチ ャーファンド、信託会社等、信託受託者、 新投資口予約権証券、適性インフラ投資資 産、内国インフラファンド、不動産関連資 産、不動産等、不動産投資信託証券、ベン チャーファンド、未公開株等、未公開株等 関連資産、未公開株等評価機関及び流動資

産等をいう。 2~10 (略) 旧

(第6編における定義)

第1201条 この編において、「インフラ 関連有価証券」、「インフラ資産」、「イ ンフラ資産等」、「インフラ投資資産」、 「インフラファンド」、「運用資産等」、 「オペレーター」、「外国インフラファン ド」、「外国インフラファンド信託受益証 券」、「カントリーファンド」、「管理会 社」、「自己投資口」、「上場インフラフ ァンド」、「上場外国インフラファン ド」、「上場外国インフラファンド信託受 益証券」、「上場カントリーファンド」、 「上場後5年以内の株券等」、「上場内国 インフラファンド」、「上場不動産投資信 託証券」、「上場ベンチャーファンド」、 「信託会社等」、「信託受託者」、「新投 資口予約権証券」、「適性インフラ投資資 産」、「内国インフラファンド」、「不動 産関連資産」、「不動産等」、「不動産投 資信託証券」、「ベンチャーファンド」、 「未公開株等」、「未公開株等関連資 産」、「未公開株等評価機関」及び「流動 資産等」とは、それぞれ規程第1201条 に規定するインフラ関連有価証券、インフ ラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資 産、インフラファンド、運用資産等、オペ レーター、外国インフラファンド、外国イ ンフラファンド信託受益証券、カントリー ファンド、管理会社、自己投資口、上場イ ンフラファンド、上場外国インフラファン ド、上場外国インフラファンド信託受益証 券、上場カントリーファンド、上場後5年 以内の株券等、上場内国インフラファン ド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチ ャーファンド、信託会社等、信託受託者、 新投資口予約権証券、適性インフラ投資資 産、内国インフラファンド、不動産関連資 産、不動産等、不動産投資信託証券、ベン チャーファンド、未公開株等、未公開株等 関連資産、未公開株等評価機関及び流動資 産等をいう。

 $2 \sim 10$ (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

- 第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額、運用資産等の総額、総資産有利子負債比率並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間の末日における貸借対照表(比較情報を除く。)に計上した額(ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額)によるものとする。
- 2 規程第1305条第2号aに規定する<u>未</u>公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額とは、未公開株等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年と経過した継続保有株券等(以下この項において「未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連資産のうち未公開株等関連資産のうち未公開株等関連直券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

 $A \times (B \div C)$

算式の符号

- A 未公開株等関連資産の額
- B 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額に含まれる未公開株等関連証券の 額
- C 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額
- 3 規程第1305条第2号 a に規定する未 公開株等及び上場後5年以内の継続保有株 券等への投資額として施行規則で定める金 額は、未公開株等及び上場後5年以内の継 続保有株券等(以下「特定未公開株等関連 証券」という。)の額並びに未公開株等関 連資産のうち特定未公開株等関連証券に相 当する部分の額の合計額とする。この場合 において、未公開株等関連資産のうち特定

(上場審査の形式要件の取扱い)

- 第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等の合計額、運用資産等の総額並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間の末日における貸借対照表(比較情報を除く。)に計上した額(ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額)によるものとする。
- 2 規程第1305条第2号aに規定する施行規則で定める金額とは、未公開株等及び上場後5年以内の株券等(以下この項において「未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

 $A \times (B \div C)$

算式の符号

- A 未公開株等関連資産の額
- B 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額に含まれる未公開株等関連証券の 額
- C 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額
- 3 規程第1305条第2号aに規定する未 公開株等への投資額は、未公開株等の額及 び未公開株等関連資産のうち未公開株等に 相当する部分の額の合計額とし、未公開株 等関連資産のうち未公開株等に相当する部 分の額とは、次の算式により算出した額を いう。

<u>未公開株等関連証券に相当する部分</u>の額と は、次の算式により算出した額をいう。

算式

 $D \times (E \div F)$

算式の符号

- D 未公開株等関連資産の額
- E 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額<u>に含まれる特定未公開株等関連証</u> 券の額
- F 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額

4 • 5 (略)

6 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

7 · 8 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャ -ファンド発行投資法人は、次の各号に掲 げる場合には、当該各号に定めるところに 従い、当取引所に書類の提出を行うものと する。ただし、規程第1312条の規定に 基づき行う情報の開示により、当取引所に 提出すべき書類に記載すべき内容が十分に 開示されていると認められる場合であっ て、当取引所が適当と認めるときは、当該 書類の提出を要しないものとする。この場 合において、上場ベンチャーファンドに係 るベンチャーファンド発行投資法人は、第 1号a及びbに規定する書類、第2号aに 規定する書類(法第13条第1項前段及び 第3項の規定により作成されたものを除 く。) 並びに第3号aからcまで、第4号 b (規約に限る。) 及び第9号aに規定す る書類を当取引所が公衆の縦覧に供するこ とに同意するものとする。

算式

 $D \times (E \div F)$

算式の符号

- D 未公開株等関連資産の額
- E 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額に含まれる未公開株等の額
- F 当該未公開株等関連資産に係る資産 総額

4·5 (略)

6 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められるした。 係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

7 • 8 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャ -ファンド発行投資法人は、次の各号に掲 げる場合には、当該各号に定めるところに 従い、当取引所に書類の提出を行うものと する。ただし、規程第1312条の規定に 基づき行う情報の開示により、当取引所に 提出すべき書類に記載すべき内容が十分に 開示されていると認められる場合であっ て、当取引所が適当と認めるときは、当該 書類の提出を要しないものとする。この場 合において、上場ベンチャーファンドに係 るベンチャーファンド発行投資法人は、第 1号a及びbに規定する書類、第2号aに 規定する書類(法第13条第1項前段及び 第3項の規定により作成されたものを除 く。) 並びに第3号aからcまで、第4号 b及び第9号aに規定する書類を当取引所 が公衆の縦覧に供することに同意するもの とする。

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 規程第1312条第2項第1号d <u>又は第3号hの2</u>に掲げる事項について 決定を行った場合

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a (略)

b 変更後の規約<u>又は投資方針若しくは</u> <u>リスク管理方針を記載した書類</u>につい て、変更後直ちに

 $(5) \sim (11)$ (略)

3 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 規程第1318条第2項第1号に掲げる 基準の審査については、次の各号に掲げる とおり取り扱うこととする。
 - (1) 規程第1318条第2項第1号に 規定する1年以内に未公開株等投資比率 が70%以上、かつ、特定未公開株等投 資比率が50%以上とならないときと は、猶予期間内において、未公開株等投 資比率(規程第1305条第2号aに規 定する未公開株等投資比率をいう。以下 同じ。)が70%以上、かつ、特定未公 開株等投資比率(規程第1305条第2 号aに規定する特定未公開株等投資比率 をいう。以下同じ。)が50%以上とな らないときをいうものとする。
 - (2) 規程第1318条第2項第1号に 規定する施行規則で定める場合とは、次 のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 上場ベンチャーファンドに係るベン チャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、<u>未公開株等投資比率</u>が70%未満又は<u>特定未公開株等投資比率</u>が50%未満となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ないまであると当取引所が<u>認めたとき</u>。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 規程第1312条第2項第1号d に掲げる事項について決定を行った場合

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a (略)

b 変更後の規約について、変更後直ち に

 $(5) \sim (11)$ (略)

3 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 規程第1318条第2項第1号に掲げる 基準の審査については、次の各号に掲げる とおり取り扱うこととする。
 - (1) 規程第1318条第2項第1号に 規定する1年以内に運用資産等の総額に 占める未公開株等投資額の比率が70% 以上、かつ、未公開株等投資額に占める 未公開株等への投資額の比率が50%以 上とならないときとは、猶予期間内において、運用資産等の総額に占める未公開 株等投資額の比率が70%以上、かつ、 未公開株等投資額に占める未公開株等へ の投資額の比率が50%以上とならない ときをいうものとする。
 - (2) 規程第1318条第2項第1号に 規定する施行規則で定める場合とは、次 のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%未満又は未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率50%未満となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めた場合。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係

衆の縦覧に供することに同意するもの とする。

(3) • (4) (略)

前号の規定にかかわらず、第2号 の規定の適用を受けた上場ベンチャーフ アンドに係るベンチャーファンド発行投 資法人が、上場後6か月を経過する日以 後最初に到来する営業期間の末日までに 中間営業期間の末日が到来する場合に は、当該中間営業期間に係る当取引所所 定の資産の運用状況表を提出するものと し、当該資産の運用状況表に記載された 資産の運用状況に基づき、規程第131 8条第2項第1号に規定する基準の審査 を行うものとする。この場合において、 規程第1318条第2項第1号に規定す る1年以内に未公開株等投資比率が7 0%以上、かつ、特定未公開株等投資比 率が50%以上とならないときとは、当 該中間営業期間の末日以後、最初に到来 する営業期間の末日までに未公開株等投 資比率が70%以上、かつ、特定未公開 株等投資比率が50%以上とならないと きをいうものとする。

$6 \sim 9$ (略)

- 10 規程第1318条第2項第7号に規定する上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約<u>又はこれに類する書類</u>の変更を行う場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたとき以より扱う。
- 11 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺す

るベンチャーファンド発行投資法人 は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧 に供することに同意するものとする。

(3) • (4) (略)

(5) 前号の規定にかかわらず、第2号 の規定の適用を受けた上場ベンチャーフ アンドに係るベンチャーファンド発行投 資法人が、上場後6か月を経過する日以 後最初に到来する営業期間の末日までに 中間営業期間の末日が到来する場合に は、当該中間営業期間に係る当取引所所 定の資産の運用状況表を提出するものと し、当該資産の運用状況表に記載された 資産の運用状況に基づき、規程第131 8条第2項第1号に規定する基準の審査 を行うものとする。この場合において、 規程第1318条第2項第1号に規定す る1年以内に運用資産等の総額に占める 未公開株等投資額の比率が70%以上、 かつ、未公開株等投資額に占める未公開 株等への投資額の比率が50%以上とな らないときとは、当該中間営業期間の末 日以後、最初に到来する営業期間の末日 までに運用資産等の総額に占める未公開 株等投資額の比率が70%以上、かつ、 未公開株等投資額に占める未公開株等へ の投資額の比率が50%以上とならない ときをいうものとする。

$6 \sim 9$ (略)

- 10 規程第1318条第2項第7号に規定 する上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約の変更を 行う場合において、上場ベンチャーファン ドに係るベンチャーファンド発行投資法人 から当該規約の変更に関する投資主総会決 議についての書面による報告を受けたとき は、同号に該当するものとして取り扱う。
- 11 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険を加めたの他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった

ることが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 12 規程第1318条第2項第8号に掲げ る基準の審査については、次の各号に掲げ るとおり取り扱うこととする。
 - (1) 規程第1318条第2項第8号に 規定する1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないときとは、猶 予期間内において総資産有利子負債比率 が20%以下とならないときをいうもの とする。
 - (2) 規程第1318条第2項第8号に 該当するかどうかの審査において、営業 期間の末日の変更により猶予期間の最終 日が営業期間の最終日に当たらないベン チャーファンドの発行者は、当該猶予期 間経過後3か月以内で資産の運用状況の 判明後遅滞なく、当取引所所定の「資産 の運用状況表」を当取引所に提出するも のとする。
 - (3) 規程第1318条第2項第8号に 該当するかどうかの審査は、第1327 条第3項第1号又は前号の規定により提 出される「資産の運用状況表」に記載さ れた資産の運用状況によるものとする。
- 13 第436条の4の規定は、規程131 8条第2項<u>第11号</u>に規定する上場ベンチャーファンド発行者等が反社会的勢力の関 与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

<u>14</u> (略)

(上場廃止日の取扱い)

- 第1330条 規程第1320条に規定する 上場廃止日は、原則として、次の各号に掲 げる銘柄の区分に従い、当該各号に定める ところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 規程第1318条第2項<u>第12号</u> に該当することとなった銘柄

場合において、当該事由を記載した書面を 提出し、当該事由がやむを得ない事由であ ると当取引所が認めたときをいうものとす る。この場合において、当該上場ベンチャ ーファンドに係るベンチャーファンド発行 投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の 縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

12 第436条の4の規定は、規程131 8条第2項<u>第10号</u>に規定する上場ベンチャーファンド発行者等が反社会的勢力の関 与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

13 (略)

(上場廃止日の取扱い)

- 第1330条 規程第1320条に規定する 上場廃止日は、原則として、次の各号に掲 げる銘柄の区分に従い、当該各号に定める ところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 規程第1318条第2項<u>第11号</u> に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定 した日の翌日から起算して1か月を経過 した日までの範囲内で、その都度決定す る日

(6) (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドを規程第1321条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第14号又は第15号のいずれかに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が規程第1318条第2項第7号に該当することとなる規約又はこれに類する書類の変更に関する役員会決議を行った場合

- (11)猶予期間の最終日までに、規程第1318条第2項第8号に該当しなくなったことが確認できない場合
- (12) 規程第1318条第2項<u>第9号</u> に該当するおそれがあると当取引所が認 める場合

(13) (略)

- (14) 規程第1318条第2項<u>第11</u> <u>号</u>前段に該当する場合。ただし、同号後 段に該当しないことが明らかであるとき は、この限りでない。
- (15) 規程第1318条第2項<u>第12</u> <u>号</u>に該当するおそれがあると当取引所が 認める場合
- 2 (略)
- 3 前2項の場合における監理銘柄への指定 期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従 い、当該各号に定める時から当取引所が当 該上場ベンチャーファンドを上場廃止する かどうかを認定した日までとする。
 - (1) (略)
 - (2) 第1項第5号<u>及び第11号</u>に該当 した場合

猶予期間の最終日の翌日

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定 した日の翌日から起算して1か月を経過 した日までの範囲内で、その都度決定す る日

(6) (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドを規程第1321条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第13号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が規程第1318条第2項第7号に該当することとなる規約の変更に関する役員会決議を行った場合

(新設)

(11) 規程第1318条第2項<u>第8号</u> に該当するおそれがあると当取引所が認 める場合

(12) (略)

- (13) 規程第1318条第2項<u>第10</u> <u>号</u>前段に該当する場合。ただし、同号後 段に該当しないことが明らかであるとき は、この限りでない。
- (14) 規程第1318条第2項<u>第11</u> <u>号</u>に該当するおそれがあると当取引所が 認める場合
- 2 (略)
- 3 前2項の場合における監理銘柄への指定 期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従 い、当該各号に定める時から当取引所が当 該上場ベンチャーファンドを上場廃止する かどうかを認定した日までとする。
 - (1) (略)
 - (2) 第1項第5号に該当した場合

猶予期間の最終日の翌日

- (3) (略)
- (4) 第1項第8号、第9号及び<u>第12</u> 号から<u>第15号</u>までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和4年3月1日から 施行する。
- 2 改正後の第1305条第1項から第3項 まで及び第6項の規定は、この改正規定施 行日の日以後に上場を申請するベンチャー ファンドから適用する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領 運用資産に係る書面に記載する事項を次の とおり定める。

- I 運用資産の状況
 - 1. 上場後 5 年以内の株券等<u>、上場後 5 年</u> 以内の継続保有株券等及び上場後 5 年を 経過した継続保有株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、 所有する数量、記載日の前月末における 時価及び規程第1312条第3項第2号 bに掲げる事実が生じている場合にはそ の旨を記載するものとする。

- 2. (略)
- 3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針前月の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等及び上場後5年以内の継続保有株券等のそれぞれについて記載するものとする。
- 4. 上場後5年を経過した継続保有株券等 の保有理由及び運用方針

上場後5年を経過した継続保有株券等 の継続保有理由及び運用方針について記 載するものとする。

- (3) (略)
- (4) 第1項第8号、第9号及び<u>第11</u> 号から<u>第14号</u>までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領 運用資産に係る書面に記載する事項を次の とおり定める。

- I 運用資産の状況
 - 1. 上場後5年以内の株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、 所有する数量、記載日の前月末における 時価及び規程第1312条第3項第2号 bに掲げる事実が生じている場合にはそ の旨を記載するものとする。

- 2. (略)
- 3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針前月の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等のそれぞれについて記載するものとする。

Ⅱ 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の (1)から(7)までに掲げる事項を直 前に開示した数値とともに記載するもの とする。なお、(6)及び(7)に掲げる ものについては、上場ベンチャーファンド発行と 法人が未公開株等の評価に係る業務を 託する未公開株等評価機関による算定数 値(以下「評価額」という。)であり、 参考情報として開示する旨を注記するも のとする。

(1) (略)

(2) 上場後5年以内の株券等<u>、上場後5</u> 年以内の継続保有株券等及び上場後5年 を経過した継続保有株券等への投資額

 $(3) \sim (7)$ (略)

(注) (略)

Ⅱ 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の (1)から(7)までに掲げる事項を直 前に開示した数値とともに記載するもの とする。なお、(6)及び(7)に掲げるものについては、上場ベンチャーファンド発行投資 法人が未公開株等の評価に係る業務を委 託する未公開株等評価機関による算定数 値(以下「評価額」という。)であり、 参考情報として開示する旨を注記するものとする。

(1) (略)

(2) 上場後5年以内の株券等への投資額

 $(3) \sim (7)$ (略)

(注) (略)